

(参考) 新たな費用負担の具体策の詳細

県民税・均等割に対する超過課税

現在の仕組み等	現行制度	(個人県民税・均等割) ・標準税率 1,000円 ・制限税率 なし ・超過団体 高知県(500円・森林環境税) (法人県民税・均等割) ・標準税率 資本等の金額により、2万円～80万円まで5段階 ・制限税率 なし ・超過団体 高知県(500円上乗せ)、大阪府(2倍)			
	税収規模 <平成13年度 決算>	(個人) 3,386百万円 納税義務者数 3,437千人 (うち均等割のみの者 171千人) (法人) 6,740百万円 納税義務者数 198千社			
新たな費用負担の仕組み等	課税案	第1案	第2案	第3案	
	税率	個人	2,000円増	2,000円増	2,000円増
		法人	—	2,000円増	標準税率の10%増
	増収額		6,932百万円 〔実質収入ベース〕 6,356百万円	7,328百万円 〔実質収入ベース〕 6,752百万円	7,606百万円 〔実質収入ベース〕 7,030百万円
個人			6,932百万円 〔実質収入ベース〕 6,356百万円	6,932百万円 〔実質収入ベース〕 6,356百万円	6,932百万円 〔実質収入ベース〕 6,356百万円
		法人	—	396百万円	674百万円
意義	<ul style="list-style-type: none"> <li>均等割は、一定の者を除き、全ての住民に課税されることから、県民が平等に負担し合って水源環境保全を進めるという位置付けができる。</li> <li>一定の財源が継続的・安定的に確保され、施策が円滑に推進できる。</li> <li>均等割の税率改正は単純で分かりやすいことから、徴収コストの増は極めて少ない。</li> <li>基金等に積み立てることにより、用途の明確化が可能である。</li> </ul>				
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>負担額が少額の場合には、平等な負担で理解されやすい。</li> <li>水源環境保全施策による受益と負担の関係性が薄く、負担額が大きい場合には、不公平感が出てくる。</li> <li>法人県民税への超過課税や臨時特例企業税を実施している中で、法人への新たな負担について、十分な理解を得る必要がある。</li> <li>個人県民税は市町村で賦課徴収していることから、市町村の理解と協力が不可欠である。</li> </ul>				

(参考1) 法人県民税均等割の負担増の例

資本等の金額	標準税率	(第2案) 一律2,000円増	(第3案) 標準税率の10%増
50億円超	年額 800,000円	年額 802,000円	年額 880,000円
10億円超50億円以下	540,000円	542,000円	594,000円
1億円超10億円以下	130,000円	132,000円	143,000円
1,000万円超1億円以下	50,000円	52,000円	55,000円
上記以外の法人等	20,000円	22,000円	22,000円

(参考2) 1戸1か月当たりの有収水量 (県営水道の場合)

区分	有収水量
家事用	20.4 m <sup>3</sup>
営業用	62.0 m <sup>3</sup>
工業用	442.0 m <sup>3</sup>
浴場用	256.0 m <sup>3</sup>
全用途	24.9 m <sup>3</sup>

個人県民税・所得割に対する超過課税			
現在の仕組み等	現行制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・標準税率 所得700万円以下の金額の部分 2%</li> <li>所得700万円超の金額の部分 3%</li> <li>・制限税率 なし</li> <li>・超過団体 なし</li> </ul>	
	税収規模 <平成13年度決算>	208,128百万円 納税義務者数 3,836千人 (うち所得割のみの者 571千人)	
新たな費用負担の仕組み等	課税案	第1案	第2案
	税率	標準税率の5%増 ( 所得700万円以下 2%→2.1% ) ( 所得700万円超 3%→3.15% )	標準税率の10%増 ( 所得700万円以下 2%→2.2% ) ( 所得700万円超 3%→3.3% )
	増収額	10,406百万円 (一人当たり年平均2,700円)	20,812百万円 (一人当たり年平均5,400円)
	意義	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所得割は、一定の者を除き、所得のある大半の住民に課税されることから、県民が負担し合って水源環境保全を進めるという位置付けができる。</li> <li>・ 一定の財源が継続的・安定的に確保され、施策が円滑に推進できる。</li> <li>・ 税率の制限が無いことから、県民の理解があれば多額の財源が確保できる。</li> <li>・ 課税システムや県・市町村分のおん分など、初期投資は均等割よりも増加するが、経常的な徴収コストは比較的少ない。</li> <li>・ 基金等に積み立てることにより、用途の明確化が可能である。</li> </ul>	
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所得割は、所得金額の大きさ、つまり個人の所得能力に対応して累進的に課税されているが、水利用等の受益の量と所得能力とは対応しない。</li> <li>・ 所得のある者のうち、課税最低限の関係で、5人に1人は所得割の負担がないことから、水源環境保全施策を進めるための負担のあり方が不公平となる。</li> <li>・ 法人県民税・法人税割とセットで超過課税を行わないと水利用等の受益者の説明ができない。</li> </ul>		

法人県民税・法人税割に対する超過課税

現在の仕組み等	現行制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・標準税率 法人税額の5.0%</li> <li>・制限税率 法人税額の6.0%</li> <li>・超過団体 全国で46団体</li> </ul>		
	財源規模 <平成13年度決算>	<p>44,369百万円 (超過課税の本県実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・税率 5.0%→5.8%</li> <li>・増収額 5,607百万円</li> <li>・対象法人 7,167社</li> <li>・実施期間 平成12.11.1～平成17.10.31</li> </ul>		
新たな費用負担の仕組み	課税案	第1案	第2案	第3案
	税率	<p>標準税率の0.2%増</p> <p>(現行の超過課税分(0.8%)とは別に、0.2%分を水源環境保全施策分として上乗せし、適用税率を5.8%から6.0%に引き上げる。)</p>	<p>標準税率の0.8%増</p> <p>(現行措置の満了後、充当事業を水源環境保全施策に変更し、5.8%の超過税率で延長する。)</p>	<p>標準税率の1.0%増</p> <p>(現行措置の満了後、充当事業を水源環境保全施策に変更し、超過税率を6.0%に引き上げて延長する。)</p>
	増収規模	1,401百万円	5,607百万円	7,760百万円
負担の仕組み	意義	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人・法人が能力に応じて負担し合って水源環境保全を進めるという位置付けができる。</li> <li>・一定の財源が継続的・安定的に確保され、施策が円滑に推進できる。</li> <li>・法人税割の税率改正はこれまでも行われており、徴収コストの増はほとんどない。</li> <li>・基金等に積み立てることにより、使途の明確化が可能である。</li> </ul>		
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の超過課税措置に加えて、新たな負担をお願いすることには、法人の十分な理解が必要。</li> <li>・7割の法人が税負担をしていないことから、水源環境保全施策を進めるための負担のあり方が不公平となる。</li> <li>・現行の超過税率への上乗せは分かりにくくなる。</li> <li>・既に、長期間(昭和50年から)実施していることから、更なる延長には十分な説明と法人の理解が不可欠となる。</li> </ul>		

法定外税（法定外目的税・法定外普通税）（その1）			
名 称	かながわ環境税（仮称）		
課税客体	自然環境・生活環境の保全・再生による便益を受ける県民		
納税義務者	県内に住所を有する全ての住民（857万人）		
課税標準	県内に住所を有する個人のうち、負担能力があると考えられる住民税の納税義務者（399万人）		
課税案	第1案	第2案	第3案
税率	1,000円	2,000円	3,000円
増収額	3,993百万円	7,987百万円	11,979百万円
徴収方法	普通徴収又は申告納付 (県が直接徴収するケースや市町村に賦課徴収を依頼するケースがあり得る。)		
使 途	普通税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法定外普通税による財源は、森林保全対策及び水質保全対策、大気汚染対策等、幅広い総合的な環境対策に充てる。</li> <li>・ 法定外普通税による財源は特別会計に繰り入れて支出する。</li> </ul>	
	目的税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林・河川の保全・再生</li> <li>・ 地下水の保全・再生</li> <li>・ 水質汚濁負荷の軽減</li> <li>・ 水環境保全施策を支える仕組みづくり</li> </ul>	
意 義	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一定の所得を有する個人が平等に負担し合って、神奈川県内における自然環境・生活環境を改善するという位置付けができる。</li> <li>・ 法定外税で負担することにより、環境改善に向けた県民意識の高揚を図れる。</li> <li>・ 一定の財源が継続的・安定的に確保され、施策が円滑に推進できる。</li> <li>・ 目的税の場合は、使途が明らかで県民が理解しやすい。(普通税の場合は、基金等に積み立てることにより、使途の明確化が可能である。)</li> </ul>		
課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県が直接徴収するケースや市町村に賦課徴収を依頼するケースを検討する必要がある。</li> <li>・ 税収に比較して徴収コスト（自動車税の場合は、課税台数300万台、従事職員数380人で試算して約40億円）が高すぎて、新税として許容されないことから、簡便な徴収方法を検討する必要がある。</li> </ul>		

法定外税（法定外目的税・法定外普通税）（その2）		
名 称	水 源 環 境 税 （ 仮 称 ）	
課 税 客 体	水循環機能の保全・再生による安定的な水利用の便益	
納 税 義 務 者	水の利用者	
課 税 標 準	水道水、工業用水等の事業用の水の利用量	
課 税 案	第 1 案	第 2 案
税 率	$1\text{ m}^3$ 当たり5円 ・ 家事用の場合一世帯当たり月額100円程度 ・ 工業用の場合一事業所当たり月額2,200円程度	$1\text{ m}^3$ 当たり10円 ・ 家事用の場合一世帯当たり月額200円程度 ・ 工業用の場合一事業所当たり月額4,400円程度
増 収 額	70億円	140億円
徴 収 方 法	徴収方法として、次の選択肢があり得る。 ① 特別徴収 ・ 水道事業者を特別徴収義務者として指定し、水道事業者は水道料金と合わせて、税を徴収する。 ・ 独自取水者に対しては、普通徴収を行う。 ② 普通徴収 ・ 水道契約者及び独自取水者に対して、普通徴収を行う。 ③ 申告納付 ・ 水道契約者及び独自取水者に、申告納付義務を課す。	
使 途	普通 税	・ 法定外普通税による財源は、森林保全対策及び水質保全対策、大気汚染対策等、幅広い総合的な環境対策に充てる。 ・ 法定外普通税による財源は特別会計に繰り入れて支出する。
	目 的 税	・ 森林・河川の保全・再生 ・ 地下水の保全・再生 ・ 水質汚濁負荷の軽減 ・ 水環境保全施策を支える仕組みづくり
意 義	・ 県民生活や事業活動の安定は神奈川における諸環境によってもたらされていることから、応益負担の考え方に立って、良好な環境を目指す。 ・ 個人及び法人が受益の程度に応じて負担し、神奈川における自然環境・生活環境を改善するという位置付けができる。 ・ 法定外税で負担することにより、環境改善に向けた県民意識の高揚を図れる。 ・ 一定の財源が継続的・安定的に確保され、施策が円滑に推進できる。 ・ 目的税の場合は、使途が明らかで県民が理解しやすい。（普通税の場合は、基金等に積み立てることにより、使途の明確化が可能である。）	
課 題	・ 特別徴収分については、水道事業者の理解と協力が不可欠となる。 ・ 普通徴収や申告納付は、税収に比較して徴収コスト（自動車税の場合は、課税台数300万台、従事職員数380人で試算して約40億円）が高すぎて、新税として許容されないことから、簡便な徴収方法を検討する必要がある。 ・ 独自取水者の範囲やその補そくが課題となる。 ・ 個人に比較して使用量の多い法人への負担が大きくなり、調整が必要である。 ・ 水道水と比較して工業用水では水質は問題とならないため、税率の調整が必要である。	

分 担 金	
分担金とは	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 分担金は、一般的に、国又は地方公共団体が行う特定の事件に要する経費に充てるため、その事件に特別の関係のある者に対して課する金銭をいう。</li> <li>○ 受益者負担金は、分担金の一形態</li> </ul>
根 拠 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方自治法 (分担金) 第224条 普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、<u>数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件</u>に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により<u>特に利益を受ける者</u>から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。 (同条の解釈) (参考文献:「逐条地方自治法」松本英昭著 学陽書房)</li> <li>○ 「数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件」 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「数人に対し利益のある事件」…地域的に関係のない特定多数人を利する場合</li> <li>・ 「普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件」…地域的に当該地方公共団体の一部を利する場合</li> <li>・ したがって、不特定多数人又は地方公共団体の全体を利する場合には、分担金を徴収することはできない。</li> </ul> </li> <li>○ 「特に利益を受ける」 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般の住民とは、明らかに区別し得る程度に利益を受けること。</li> </ul> </li> </ul>
徴 収 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 分担金の徴収を受ける者及びその徴収方法は、条例で定めなければならない。(地方自治法第228条)</li> <li>○ 地方税の滞納処分の例による。(地方自治法第231条の3)</li> </ul>
具 体 例	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 分担金は、特に利益を受ける者から徴収するものであることから、道路や河川の工事に伴って徴収する場合が少なくない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路法第61条 (受益者負担金)</li> <li>・ 河川法第70条第1項 (受益者負担金) 等</li> </ul> </li> </ul>
検 討	<p>今回整理した水源環境保全施策の費用を分担金により賄うことは、次の理由により困難である。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 今回整理した水源環境保全施策に新規財源を充てるべき理由として、次の理由のいずれかが挙げられている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民全体に幅広く受益が発生すること。</li> <li>・ 水の利用者に受益が発生すること。</li> <li>・ 地下水を水源とする水の利用者に幅広く受益が発生すること。</li> </ul> </li> <li>② 分担金については、不特定多数人又は普通地方公共団体の全体を利する場合には、分担金を徴収することはできないとされている。</li> <li>③ 水源環境を保全するための全体の施策は、①のとおり、県民全体又は水の利用者など、不特定多数人又は地方公共団体の全体を利するものであるから、②からいつて、分担金を徴収することは困難と考えられる。</li> <li>④ 仮に、水源地又は都市部の住民に一定の利益があるとしても、施策全体により「一般住民とは、明らかに区別し得る程度に利益を受け」ているとは言い難いことから、分担金の徴収は、同様に困難と思われる。</li> </ol>

使 用 料 ・ 手 数 料	
使用料・手数料とは	<p>○ 使用料とは、行政財産の目的外使用及び公の施設の利用に当たり、徴収することのできる料金をいい、手数料とは、特定の者のためにする事務について徴収することのできる料金をいう。</p> <p>○ 使用料・手数料は、条例で規定しなければならず、違反者に対しては、条例により罰則として一定の過料を課することができる。</p>
根 拠 規 定	<p>地方自治法 (使用料) 第 2 2 5 条 普通地方公共団体は、第 2 3 8 条の 4 第 4 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。</p> <p>(手数料) 第 2 2 7 条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。</p>
具 体 例	<p>○ 使用料は、行政財産や公の施設の使用に伴い徴収されるものであることから、神奈川県において定められている使用料は、県有施設等の使用料が大半を占める。</p> <p>○ 手数料は、特定の者のためにする事務について徴収されることから、神奈川県においては、試験や許可等に対する申請手数料や各種登録手数料、文書閲覧手数料などがある。</p>
検 討	<p>○ 次の理由により、今回整理した水源環境保全施策による受益は、特定の者に限定できないことから、使用料及び手数料による負担は困難である。</p> <p>(使用料)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水源環境保全施策の実施による受益は、特定の施設の使用について発生するものとは限らず、また、その受益は多くの県民に対して広範囲に及ぶことから、個々の施設ごとに使用料を算定し、県民に費用負担を求めることは困難である。</li> </ul> <p>【水道料金】</p> <p>水道料金については、水道施設の使用料として個々の利用者に対して個別に課されており、また、水源環境保全施策を実施している水道事業者もあることから、水道料金に上乘せすることにより、水源環境保全施策を推進することは可能である。しかし、水道事業は、県営水道所管地域を除く県域では、市町村が実施していることから、県が県内全域の県民に対して水道料金を通じて費用負担を求め、かつ、その収入の全てを運用することは難しい。</p> <p>【流水占用料】</p> <p>流水占用料については、利水者等に流水の占用について直接負担を求めるものであり、県民全体で負担するものではないこと、地下水等の使用に対する負担が求められないこと等の問題点がある。</p> <p>(手数料)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水源環境保全施策として実施される事業は、特定の者のために実施するものではなく、また、その受益は県民に広く行き渡るものであることから、手数料の徴収は困難である。</li> </ul>

寄 付 金	
寄付金とは	○ ある者が、他の者の行う一定の事業に要する経費に充てるため、相当の対価を得ることなく、金銭等を支出すること。
参 考 規 定	○ 割当的寄附金等の禁止 地方財政法 第4条の5 国（国の地方行政機関及び裁判所法（昭和22年法律第59号）第2条に規定する下級裁判所を含む。）は地方公共団体又はその住民に対し、地方公共団体は他の地方公共団体又は住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、寄附金（これに相当する物品等を含む。）を割り当てて強制的に徴収（これに相当する行為を含む。）するようなことをしてはならない。
具 体 案	寄付金を適正に管理するため、基金条例を制定する。 水源環境保全基金条例（試案） （趣旨） 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項及び第8項の規定に基づき、水源環境保全基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。 （設置） 第2条 県は、神奈川の優れた水源環境を保全し、豊かな水資源を子孫に引き継ぐのに必要な経費を積み立てるため、水源環境保全基金（以下「基金」という。）を設置する。 （積立額） 第3条 毎年度基金に積み立てる額は、次に掲げるものの合計額で当該年度の一般会計歳入歳出予算に計上した額とする。 （1） 県の資金 （2） 基金の趣旨に添う寄附金 （3） 基金の運用から生ずる収益金 （運用） 第4条 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な金融機関への預金、有価証券の保有その他の方法により運用するものとする。 （運用益金の処理） 第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して水源環境を保全するための事業の経費に充てるほか、基金に編入するものとする。 （処分） 第6条 基金は、基金の目的を達成するために必要な経費に充てる時に限り、これを処分することができる。 （情報の提供） 第7条 知事は、水源環境の保全についての県民の理解を深めるため、基金を用いて行われた水源環境保全の成果に関する情報が提供されるように努めなければならない。 （委任） 第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。
検 討	（意義） ○ 自発的に金員を納めるものであり、水源環境保全に対する意識の向上を図ることができる。 （課題） ○ 善意に基づき収入されるものであり、強制力がなく、収入源としても不安定である。 ○ 寄付金額は任意であるため、負担の公平性は認められない。 ○ 財源の規模には一定の限度があり、施策対象は限定的にならざるを得ない。 （参考） ○ 緑の募金 ・ 平成14年度の全国の募金総額 25億円 （注） 全国の募金総額は、（社）国土緑化推進機構及び各都道府県緑化推進委員会が行った募金合計額である。 ・ 平成14年度の神奈川県内の募金総額 約2,200万円 ○ かながわトラストみどり基金 平成14年度の寄附金 約800万円 ○ 緑化協力金 平成14年度の寄附金 約3,200万円